

特定非営利活動法人 パワーウェーブ日出 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 パワーウェーブ日出 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県速見郡日出町大字藤原 4737 番地 116 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は地域住民に対して、IT を活用し情報技術やその活用能力の向上、人的ネットワークづくり等の支援を行い、地域住民の潜在能力の発見や福祉および地域社会の活性化に寄与することを目的として設立する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 科学技術の振興を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 人材育成の研修事業
 - ② 子育て支援事業
 - ③ 福祉及び地域活性の就労支援事業
 - ④ ホームページ等による情報発信運営事業
 - ⑤ 各種セミナー、イベント企画などの地域活性事業
 - ⑥ 個別相談などサポート支援事業
 - ⑦ 講師派遣事業
 - ⑧ IT 環境整備事業

- ⑨ 公共施設の利活用
- ⑩ その他第3条の目的を実現するために必要と認められる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体であって、この法人の活動を支持する者。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むのものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

以下省略

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小 野 町 子
副理事長	衛 藤 純 子
理事	村 井 春 夫
同	衛 藤 廣 行
同	小 川 野 里 子
同	甲 元 隆 則
同	古 川 朋 子
同	垣 迫 秀 明
監事	佐 藤 賢 之 助
同	梶 原 直 樹

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年6月30日までとする。